

合併前と合併後のサービス等の比較

(河内町にお住まいの方用)

1 広報・広聴

番号	項 目	合 併 前	合 併 後	備考（H18年12月末現在）	市担当課・担当グループ
1	広報紙の配布方法	自治会配布	新聞折込		広報広聴課 広報グループ 632-2028
2	点字広報	なし	希望者に送付		
3	声の広報	変更なし（希望者に送付）			
4	市長へのメール等	町民の声役かん箱 24時間FAX 受取人払い広聴	市長へのメール 市長へのFAX ふれあい通信 (総称「宮だより」)	ふれあい通信：市役所本 庁舎や出張所などに設け た封筒・便せん	広報広聴課 広聴グループ 632-2022
5	無料法律相談	奇数月第3土曜日(予約制)	毎月第2・4日曜日(予約制)		

2 税関係

番号	項 目	合 併 前	合 併 後	備考（H18年12月末現在）	市担当課・担当グループ																																				
1	個人市町民税税率	合併による変更はなし (国から地方への税源移譲により、平成19年度から所得割の税率が一律6%に変更されます。)		○均等割 3,000円 ○所得割 ～200万 3% 200万超～700万 8% 700万超 10% (H19年度～一律6%)	市民税課 個人市民税第1～3グループ 632-2233 632-2217 632-2221																																				
2	法人市町民税率	変更なし ○均等割（単位：千円） <table><tr><th>資本金</th><th>従業員</th><th></th></tr><tr><td>50億超</td><td>50人超</td><td>3,600</td></tr><tr><td>50億超</td><td>50人以下</td><td>492</td></tr><tr><td>10億超</td><td>50人超</td><td>2,100</td></tr><tr><td>10億超</td><td>50人以下</td><td>492</td></tr></table> ○法人税割 14.7% <table><tr><th>資本金</th><th>従業員</th><th></th></tr><tr><td>1億超</td><td>50人超</td><td>480</td></tr><tr><td>1億超</td><td>50人以下</td><td>192</td></tr><tr><td>1千万超</td><td>50人超</td><td>180</td></tr><tr><td>1千万超</td><td>50人以下</td><td>156</td></tr><tr><td>1千万以下</td><td>50人超</td><td>144</td></tr><tr><td>上記以外</td><td></td><td>60</td></tr></table>		資本金	従業員		50億超	50人超	3,600	50億超	50人以下	492	10億超	50人超	2,100	10億超	50人以下	492	資本金	従業員		1億超	50人超	480	1億超	50人以下	192	1千万超	50人超	180	1千万超	50人以下	156	1千万以下	50人超	144	上記以外		60		市民税課 法人市民税第1グループ 632-2203
資本金	従業員																																								
50億超	50人超	3,600																																							
50億超	50人以下	492																																							
10億超	50人超	2,100																																							
10億超	50人以下	492																																							
資本金	従業員																																								
1億超	50人超	480																																							
1億超	50人以下	192																																							
1千万超	50人超	180																																							
1千万超	50人以下	156																																							
1千万以下	50人超	144																																							
上記以外		60																																							
3	固定資産税税率 (河内町に所有する資産)	変更なし（税率1.4%）			資産税課 資料証明グループ 632-2280																																				
4	都市計画税税率 (河内町に所有する資産)	0.30%	宇都宮市の制度に統一	宇都宮市：0.25%																																					
5	軽自動車税税率	変更なし <table><tr><th>○原動機付自転車</th><th>○軽自動車</th></tr><tr><td> ～50cc 1,000円</td><td>二輪(125cc～250cc) 2,400円</td></tr><tr><td> 51cc～90cc 1,200円</td><td>三輪 3,100円</td></tr><tr><td> 91cc～125cc 1,600円</td><td>四輪貨物営業用 3,000円</td></tr><tr><td> ミニカー 2,500円</td><td>四輪貨物自家用 4,000円</td></tr><tr><td>○小型特殊自動車</td><td>四輪乗用営業用 5,500円</td></tr><tr><td> 農耕用 1,600円</td><td>四輪乗用自家用 7,200円</td></tr><tr><td> その他 4,700円</td><td>○二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの) 4,000円</td></tr></table>		○原動機付自転車	○軽自動車	～50cc 1,000円	二輪(125cc～250cc) 2,400円	51cc～90cc 1,200円	三輪 3,100円	91cc～125cc 1,600円	四輪貨物営業用 3,000円	ミニカー 2,500円	四輪貨物自家用 4,000円	○小型特殊自動車	四輪乗用営業用 5,500円	農耕用 1,600円	四輪乗用自家用 7,200円	その他 4,700円	○二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの) 4,000円		市民税課 法人市民税第1グループ 632-2205																				
○原動機付自転車	○軽自動車																																								
～50cc 1,000円	二輪(125cc～250cc) 2,400円																																								
51cc～90cc 1,200円	三輪 3,100円																																								
91cc～125cc 1,600円	四輪貨物営業用 3,000円																																								
ミニカー 2,500円	四輪貨物自家用 4,000円																																								
○小型特殊自動車	四輪乗用営業用 5,500円																																								
農耕用 1,600円	四輪乗用自家用 7,200円																																								
その他 4,700円	○二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの) 4,000円																																								
6	事業所税 (河内町にある事業所)	課税なし	○平成19年度 課税免除 ○平成20年度～23年度 資産割：2分の1課税 従業員割：全額課税 ○平成24年度以降 全額課税	○課税内容 ・資産割：市内の事業所などの床面積の合計が1000㎡超1㎡につき600円 ・従業員割：従業員の合計が100人超 給与支払総額の0.25% ※資産割、従業員割それぞれ個別に判定します。	主税課 税制グループ 632-2185																																				
7	前納報奨制度	変更なし 第2期の税額(10万円限度) × 0.25% × 月数			主税課 納税推進グループ 632-2186																																				
8	口座振替済通知	全員に送付	希望者のみ送付	送付希望調査を行う予定です。希望者は、調査時に手続きしてください																																					
9	税金等の納付場所	拡大されます（※26ページ『税金等を納めるところが拡大されます』をご覧ください）			出納室出納グループ 632-2777																																				
10	原動機付自転車及び小型特殊自動車の試乗標識の交付	なし	あり (手数料500円)	6ヶ月有効、対象は販売業者等です	市民税課 法人市民税第1グループ 632-2205																																				
11	原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の弁償金	変更なし（300円）		故意又は過失により、標識を壊したり、なくしたりしたとき																																					

◎税金等を納める場所が拡大されます（納付書の裏面にも記載しますので、ご参照ください。）

税 金 ・ 保 育 料 等					水道料金・下水道（含農業集落排水）使用料			
次の金融機関の本支店及び市役所の地域自治センター・地区市民センター及び出張所で納めてください。					左の納付場所の他に次のコンビニエンスストア及び宇都宮市上下水道局でも納められます。			
足利銀行	東邦銀行	大東銀行	栃木信用金庫	ハナ信用組合	セブンイレブン	a m / p m	スリーエフ	コミュニティ・ストア
みずほ銀行	群馬銀行	栃木銀行	鹿沼相互信用金庫	あすなろ信用組合	サークルK	ミニストップ	セーブオン	HOTSPAR
りそな銀行	常陽銀行	茨城銀行	烏山信用金庫	中央労働金庫	デイリーヤマザキ	サンクス	ポプラ	
埼玉りそな銀行	三菱UFJ信託銀行	関東つくば銀行	商工組合中央金庫	宇都宮農業協同組合	ヤマザキデイリーストア	ローソン	セイコーマート	
山形銀行	中央三井信託銀行	東日本銀行			サンエブリー	ファミリーマート	ココストア	

※納入期限を過ぎるとコンビニエンスストアでは納められません

3 消 防

番号	項 目	合 併 前	合 併 後	備考（H18年12月末現在）	市担当課・担当グループ
1	消防団の取り扱い	河内町消防団	宇都宮市消防団	町消防団は分団とし、団員は宇都宮市消防団に引き継ぎます。	消防本部総務課 625-5500 消防団グループ 内線247
2	消防団の出動体制（建物火災の場合）	原則 全分団出動	原則 4 隊（部）単位での出動		
3	常備消防（消防署の設置）	変更なし		宇都宮市中央消防署 河内分署	消防本部総務課 625-5500 庶務グループ 内線203

4 自治会関係

番号	項 目	合 併 前	合 併 後	備考（H18年12月末現在）	市担当課・担当グループ
1	自治会長の身分	町が委嘱する非常勤特別職	任意団体の長		
2	自治会長報酬（行政推進員補助等） ※参 考 200世帯の場合	非常勤特別職の報酬 限度額： 421,000円 均等割： 105,000円 世帯割： 790円 ※263,000円	自治会長報酬は廃止 自治会長活動促進費へ移行 平成20年度から 均等割： 3,500円 世帯割： 150円 ※33,500円（平成19年度は前年度の約2分の1の額）	〈自治会長活動促進費〉 宇都宮市の平均規模（171世帯）の補助金 29,150円 〈自治会長報酬〉 河内町の平均規模（184世帯）の報酬 250,360円	みんなでまちづくり課 地域づくりグループ 632-2887
3	自治会長連合会補助金	50,000円	廃 止		
4	地区連合自治会活動促進費	なし	均等割： 150,000円 世帯割： 120円		
5	地区連合自治会長活動促進費	なし	48,000円（@4,000円×12月）		
6	自治会集会所建設補助				
	① 新 築	・ 新增改築建設費用（100万円以上）の20％以内 限度額300万円 ・ 設備工事事業費（30万円以上）の20％以内 限度額100万円	建設費用の40％以内 限度額350万円（バリアフリー対策の条件付） 〔コミュニティ倉庫の場合30万円以内〕	※参考例 2,000万円（本体1,500万円、設備500万円）の自治公民館を新築した場合 ・ 宇都宮市の場合 限度額350万円（2,000万円×40％＝800万円） ・ 河内町の場合 限度額の400万円（本体1,500万円×20％＋500万円×20％＝400万円）	みんなでまちづくり課 地域づくりグループ 632-2887
	② 移 設	なし	移設費用の40％以内 限度額110万円 〔コミュニティ倉庫の場合10万円以内〕		
	③ 増築及び大規模修繕	新築と同じ	増築等費用の40％以内 限度額75万円（バリアフリー対策の場合＋50万円） 〔コミュニティ倉庫の場合10万円以内〕		
自治会集会所建設等融資制度					
7	① 新 築	なし	400万円以内	利 率：年利1.5％ 償還期間：5 年以内	みんなでまちづくり課 地域づくりグループ 632-2887
	② 移 設	なし	200万円以内		
	③ 増築及び大規模修繕	なし	60万円以内		
8	土地購入資金融資	なし	750万円以内	利 率：年利1.5％ 償還期間：10年以内	
9	自治会集会所家賃補助	なし	（年額家賃－5 万円）×40％ 限度額10万円		

番号	項 目	合 併 前	合 併 後	備考（H18年12月末現在）	市担当課・担当グループ
10	市民ボランティア活動保険	なし	死亡 500万円 後遺障害 15～500万円 入院 日額4,500円 通院 日額3,000円 身体賠償 ・ 1 億円以内（1 名） ・ 2 億円以内（1 事故） 財物賠償 ・ 500万円以内（1 事故） 保管物賠償 ・ 300万円以内（1 事故）	死亡：180日以内に死亡したとき 後遺障害：180日以内に後遺障害が生じたとき 入院：180日以内 通院：90日以内 身体・財物・保管物賠償は自己負担（免責額）が5,000円	みんなでまちづくり課 市民活動グループ 632-2287

5 証明手数料・窓口

番号	項 目	合 併 前	合 併 後	備考（H18年12月末現在）	市担当課・担当グループ
各種証明書等発行手数料					
1	① 住民関係証明	300円	400円		市民課 証明グループ 632-2265
	② 印鑑登録証明	300円	400円		
	③ 戸籍謄・抄本	変更なし（450円）			
	④ 税関係証明	300円	400円		主税課 納税推進グループ 632-2189 資産税課 資料証明グループ 632-2280
2	外国人登録原票記載事項証明書	300円	400円		市民課 外国人登録グループ 632-2273
3	時間外の戸籍届の受付	平日 午後 5 時15分～午後 6 時15分 土日祝日 午前 8 時30分～午後 5 時15分	宇都宮市役所行政情報センター 平日 午後 5 時～午後 8 時 土日祝日 午前 8 時30分～午後 8 時 宇都宮市役所警備員室 午後 8 時～翌日 8 時30分	埋葬・火葬許可証の交付は行政情報センターのみ 地域自治センターでは平日の開庁時間内でのみの受付となります。	市民課 戸籍グループ 632-2270
4	自動交付機の利用時間帯	平日： 午前 8 時30分～午後 6 時 土・日・祝日： 午前 8 時30分～午後 5 時	地域自治センター：平日の開庁時間 宇都宮市本庁ほか： 午前 8 時30分～午後 8 時 （ただしアピタ・ベルモールは午前10時～午後 8 時）	設置場所：宇都宮市役所本庁・雀宮地区市民センター・JR宇都宮駅 1 階・アピタ宇都宮店 1 階・ベルモール 2 階・地域自治センター	市民課 証明グループ 632-2265

6 国民健康保険

番号	項 目		合 併 前		合 併 後		備考（H18年12月末現在）	市担当課・担当グループ
1	国民健康保険税の賦課		医療分	介護分	医療分	介護分	〈参考〉 2 人家族で、所得200万円、 固定資産税 6 万 5 千円の 場合、医療分と介護分の 合計で 合併前 257,100円 合併後 285,500円 ※介護分は、40歳以上65 歳未満に課税	国保年金課 保険税グループ 632-2320
	①	税 率（所得割）	8.2%	0.6%	8.16%	1.7%		
	②	（資産割）	53%	3.0%	22.0%	3.0%		
	③	（均等割）	19,200円	4,800円	27,000円	7,300円		
	④	（平等割）	22,800円	3,000円	30,000円	6,000円		
	⑤	限度額	520,000円	80,000円	530,000円	80,000円		
	⑥	前納報奨制度	なし		報奨金の額： 2 期分税額の 7 % ただし、第 2 期税額が 5 万円を超えるときは 5 万 円で計算します。 50,000円 × 7 % = 3,500円 （上限）			
2	出産育児一時金及び葬祭 費の支給		変更なし （出産時 1 人につき35万円・被保険者が死亡したとき 葬祭を行った人に 5 万円）				国保年金課 保険給付グループ 632-2318	
3	人間ドック、脳ドック受 診補助		費用額の 7 割相当額 （限度額30,000円）		24,000円（定額補助）		国保年金課 管理グループ 632-2315	

7 生活環境

番号	項 目		合 併 前		合 併 後		備考（H18年12月末現在）		市担当課・担当グループ		
合併処理浄化槽の設置・普及											
1	ごみの分別		変更なし						クリーンセンター 収集指導グループ 656-9356		
2	①	7人槽の補助額	520,000円		615,000円		他に5人槽，10人槽以上の補助基準あり。 一部補助対象とならない区域があります。		環境保全課 環境整備グループ 632-2406		
3	し尿くみ取り料金		人員割 350円 世帯割 270円 従量制 200円／18ℓ		平成19年度は現行のとおり 平成20年度から段階的に調整		(宇都宮市の場合) 人員割 367.5円 世帯割 283.5円 従量制 210円／18ℓ		クリーンセンター 収集指導グループ 656-9356		
家庭用生ごみ処理機器普及補助											
4	①	コンポスト容器 (補助限度額)	変更なし 購入価格の2分の1（5,000円／基）						ごみ減量課 資源化推進グループ 632-2416		
	②	機械式生ごみ処理器 (補助限度額)	変更なし 購入価格の2分の1（30,000円／基）								
5	粗大ごみ収集手数料		800円（1個又は1組）		810円(1個又は1組)				クリーンセンター 収集指導グループ 656-9356		
6	資源ごみ集団回収推進事業 (団体報償金)		変更なし						ごみ減量課 資源化推進グループ 632-2416		
7	太陽光発電システム 設置補助		1kw当たり20,000円 (4kw, 80,000円上限)		1kw当たり40,000円 (4kw, 160,000円上限)				環境政策課 環境基本計画推進グループ 632-2418		
保健委員											
8	①	委員報酬	均等割： 19,000円 世帯割： 200円		保健委員制度は廃止 ボランティアによるリサイクル推進員の委嘱				ごみ減量課 発生抑制推進グループ 632-2414		
	②	環境美化モデル事業	30,000円*5地区（H16）		廃止						
9	公営墓地使用者の資格		住民基本台帳に記録されており，墓地がなく次のいずれかに該当する方 ・有骨者で引き続き住民基本台帳に6ヵ月以上記録されている方 ・満60歳以上で引き続き住民基本台帳に2年以上記録されている方		申請者が次のすべての条件を満たす方 ・市（河内町を含む）に引き続き6ヵ月以上住所を有する方 ・市内、市外を問わず利用できる墓地のない方 ・祭祀を主宰すべき遺骨を有する方				生活安心課 生活安心グループ 632-2819		
10	飼い犬・飼い猫の不妊・去勢手術の補助		なし		【不妊手術】 犬5,000円，猫4,000円 【去勢手術】 犬3,000円，猫3,000円				生活衛生課 環境衛生グループ 626-1108		
11	飼えなくなった犬・猫の引き取り		定時，定点での引き取り		宇都宮市保健所での引き取り。引き取り犬・猫を保健所に連れてきて，飼い犬・猫引き取り依頼書を提出						
12	飼い犬・飼い猫等の死体の処理		なし		・訪問引き取り 1体 1,050円 ・市の委託業者へ持ち込み 1体 520円				クリーンセンター 収集指導グループ 656-9356		
地域下水処理施設											
13	①	使用料								クリーンセンター 管理調整グループ 656-9355	
		(1)	月10m³	945円	当分の間，現行どおり (合併後3年～5年で段階的に調整)		(宇都宮市の場合) 1,155円				
		(2)	月20m³	2,047円			(宇都宮市の場合) 2,520円				
		(3)	月30m³	3,307円			(宇都宮市の場合) 3,990円				
排水設備工事申請・検査手数料（地域下水処理施設）											
14	①	確認手数料	300円		800円				クリーンセンター 施設維持グループ 656-9357		
	②	検査手数料	700円		1,400円						

8 福祉・保健

番号	項 目	合 併 前	合 併 後	備考（H18年12月末現在）	市担当課・担当グループ
介護保険事業					
1	介護保険・市町村特別給付事業	なし	【対象者】在宅要介護者のうち、要介護1～5の認定者 【内 容】紙おむつ等の購入費の9割を支給（1ヵ月あたり上限4,950円） ※入院されている期間は支給対象外		高齢福祉課 介護サービスグループ 632-8989
2	介護保険・利用者負担軽減	変更なし		※社会福祉法人利用者に対する負担軽減制度については、対象となる法人が増えます。	
3	介護保険料	6段階区分の第4段階45,600円（基準額） 基準保険料：月額3,800円	6段階区分の第4段階44,700円（基準額） 基準保険料：月額3,725円		高齢福祉課 介護保険料グループ 632-8989
4	介護保険・保険料減免	変更なし （災害時など法律上、条例上で規定された場合）		なし	
高齢者福祉関係事業					
1	食の自立支援（配食サービス）	【対象者】単身世帯・高齢者のみの世帯に属する65歳以上の方で、低栄養状態のおそれのある方又は要支援・要介護状態、障害、疾病等により調理が困難で、食に関連する支援が必要な方 【利用回数】週1～2食 【費用】1食450円（生活保護世帯は400円）	【対象者】単身世帯・高齢者のみの世帯に属する65歳以上の方で、低栄養状態のおそれのある方又は要支援・要介護状態、障害、疾病等により調理が困難で、食に関連する支援が必要な方 【利用回数】週1～5食 【費用】1食450円（生活保護世帯は400円）		高齢福祉課 相談支援グループ 632-2358
2	住宅改修補助	【対象者】65歳以上の虚弱高齢者のいる前年所得税32,400円以下の世帯 【補助内容】介護保険対象外の工事に要した経費に対し補助金を支給（75%補助、限度額30万円）	【対象者】65歳以上で介護保険要支援以上の高齢者がいる世帯で、世帯の前年の所得税額が年間32,400円以下の世帯 【補助内容】住宅改修費用（介護保険対象分除く。）に対し補助金を支給（75%補助、限度額90万円）		高齢福祉課 福祉サービスグループ 632-2359
3	生きがい対応型デイサービス	なし	【サービスの内容】日常動作訓練、レクリエーション、送迎など。 【利用回数】週1回 【費用】基本294円、送迎（片道）47円、食事等の実費	※生きがい対応型デイサービス おおむね65歳以上の介護保険対象外の家に閉じこもりがちな高齢者を対象としたデイサービス	高齢福祉課 福祉サービスグループ 632-2359・2360
4	保険適用外はり・きゅう・マッサージ施術料助成	なし	【対象者】70歳以上の高齢者、身体障害者1～2級の方及び65歳以上の寝たきり高齢者 【補助内容】保険適用外のはり・きゅう・マッサージ施術料に対して補助を支給（1回1,000円分の助成券年間最大18枚）		高齢福祉課 福祉サービスグループ 632-2367
5	老人福祉補聴器交付	なし	【対象者】専門医師により必要と認められた高齢者（※） 【内容】補聴器を交付 【費用】生計中心者の前年の所得税額に応じ自己負担有り	※おおむね65歳以上で、身体障害に該当せず、一側耳の聴力レベルが55デシベル以上90デシベル未満、他側耳の聴力レベルが55デシベル以上70デシベル未満であること	高齢福祉課 福祉サービスグループ 632-2359

番号	項 目	合 併 前	合 併 後	備考（H18年12月末現在）	市担当課・担当グループ
6	高齢者福祉タクシー料金助成	【対象者】65歳以上のひとり暮らしで住民税非課税 【内容】年間48枚のタクシー券（初乗り運賃助成）を交付。通院時に利用。	廃止 高齢者外出支援（バスカード）に移行		河内町 保険年金課 671-3205
7	高齢者外出支援（バスカード）	なし	【対象者】75歳以上の高齢者 【補助内容】年1回に限り、使用可能額5,000円のバスカードを1,000円で購入できる。		高齢福祉課 福祉サービスグループ 632-2367
8	介護用品支給（紙おむつ給付）	社会福祉協議会で実施 【対象者】在宅で寝たきりの高齢者 【内容】年間60,000円以内で紙おむつを支給	介護保険における市町村特別給付事業として、在宅要介護者（要介護度1～5）の方に対して、紙おむつ等の購入費の9割を補助する。（1ヵ月あたり上限4,950円） ※入院されている方は補助対象外	※「介護保険・市町村特別給付事業」へ移行	高齢福祉課 介護サービスグループ 632-8989
9	日常生活用具（シルバーカー等）給付	なし	【対象者】おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者で生計中心者の前年度所得税が非課税の世帯に属する方 【内容】シルバーカーを給付	※シルバーカー歩行補助車・手押し車などと呼ばれており、歩行を補助しつつ荷物の収納機能や椅子の機能を併せ持ったもの。 ※他に、電磁調理器、自動消火器、火災報知器の給付、老人用電話の貸与あり	高齢福祉課 福祉サービスグループ 632-2360
10	寝具類等洗濯乾燥消毒サービス	社会福祉協議会に委託 【対象者】在宅で寝たきりの高齢者等 【内容】布団の丸洗い殺菌乾燥サービス 【費用】無料（年2回上限）	※市社会福祉協議会で実施 【対象者】在宅で寝たきりの高齢者 【内容】掛け布団等の丸洗いの補助券を交付 【費用】費用のおおむね3分の2補助（補助限度額を超えた場合は自己負担）		市社会福祉協議会 636-1215
11	敬老祝金	88歳： 30,000円 100歳： 100,000円	80歳： 10,000円 90歳： 30,000円 100歳： 100,000円	該当年齢到達時に支給	高齢福祉課 福祉サービスグループ 632-2360
12	訪問理美容サービス	【対象者】65歳以上のねたきり高齢者等 【内容】年間4枚の利用券（4,000円助成）を交付。理美容師が出張して散髪。	※市社会福祉協議会で実施 【対象者】在宅で寝たきりの高齢者 【内容】訪問理容出張サービスの補助券を年間6枚交付 【費用】理容師の出張経費を負担（理容料金は自己負担）		市社会福祉協議会 636-1215
13	単位老人クラブ補助金	1クラブ 均等割： 27,000円 人数割： 600円	1クラブ 30～49人 25,600円 50～59人 52,800円 60～69人 62,400円 70～79人 72,000円 80～89人 81,600円 90人以上 91,200円	※29人以下のクラブは補助対象外	高齢福祉課 福祉サービスグループ 632-2359
障害者福祉関係事業					
1	重度身体障害者福祉電話設置	なし	【対象者】身体障害者2級以上（聴覚障害者を除く）で電話相談が必要と認められた方 【補助内容】電話架設料、基本料金、通話料金（月額500円まで）を助成		障害福祉課 福祉サービスグループ 632-2363
2	訪問入浴サービス（移動浴槽車派遣）	【対象者】在宅の重症心身障害者等 【内容（週1回）】 ・居室又は浴槽車における入浴及び洗髪、又は清拭 ・看護師等による健康チェック及び相談助言	【対象者】在宅の重度身体障害者・重症心身障害児 【内容（週1回）】 ・居室又は浴槽車における入浴及び洗髪、又は清拭 ・看護師等による健康チェック及び相談助言		障害福祉課 福祉サービスグループ 632-2339
3	重度心身障害者タクシー料金助成	【対象者】身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2所持者 【内容】基本料金相当額を助成（1ヵ月当たり4枚年間48枚上限）	【対象者】身体障害者手帳1・2級、療育手帳A（A1・A2）、精神障害者保健福祉手帳1級所持者 【助成内容】基本料金相当額を助成（1ヵ月当たり5枚年間60枚上限）		障害福祉課 福祉サービスグループ 632-2339 保健予防課 保健対策グループ 626-1114

番号	項 目	合 併 前	合 併 後	備考（H18年12月末現在）	市担当課・担当グループ
4	知的障害者等交通費助成	なし	【対象者】療育手帳の交付を受けた知的障害者及び介護人 【助成内容】通学、通院、訓練等のため定期的に交通機関を利用する場合に、その交通機関の2分の1を助成		障害福祉課 福祉サービスグループ 632-2362
5	心身障害者福祉手当	なし	【対象者】身体障害者手帳1・2級、療育手帳B1以上 【支給内容】月額5,000円を支給（所得制限あり、国の特別障害者手当、市の特定疾患患者福祉手当との併給は不可）		障害福祉課 福祉サービスグループ 632-2363
6	特定疾患患者福祉手当	【対象者】町が指定する70疾患に罹患している方 【助成内容】月額5,000円を支給（所得制限なし）	【対象者】市が指定する71疾患に罹患している方 【支給内容】月額5,000円を支給（所得制限あり、市の心身障害者福祉手当との併給は不可）		障害福祉課 福祉サービスグループ 632-2363
7	精神障害者交通費助成制度	なし	【対象者】在宅で精神障害者保健福祉手帳（2級・3級）所持者 【助成内容】 ・通院に係る交通費（バス又は電車）に対して1ヵ月当たり1,000円の助成券交付（年間交付枚数12枚まで） ・通所に係る交通費（バス又は電車）に対して実日数に1日当たり190円を乗じた額		保健予防課 保健対策グループ 626-1114

児童福祉関係事業

1	保育料					児童福祉課 企画グループ 632-2385
	(1)	階 層 （参考）前年分の所得 税課税額が100,000円 の世帯の保育料	7 階層 3 歳未満児 37,000円 3 歳以上児 28,000円	13階層 3 歳未満児 33,000円 3 歳 児 28,000円 4 歳以上児 25,000円	（宇都宮市の場合） 【所得税が64,000円未満 の場合】 年齢が1番上の児童は基 準額，上から2人目の児 童は2分の1の軽減，上 から3人目以降の児童は 10分の9の軽減 【所得税が64,000円以上 の場合】 年齢が1番下の児童は基 準額，下から2人目の 児童は2分の1の軽減， 下から3人目以降の児童 は10分の9の軽減 ＜参 考＞ 所得税64,000円未満で， 入園児童が3歳未満児1 人の場合 合併前 26,000円／月 合併後 18,000円／月	
	(2)	同一世帯から2人以 上の児童が入所して いる場合の保育料	年齢が最も上の児童は基 準額，上から2人目の児 童は2分の1の軽減，上 から3人目以降の児童は 無料	宇都宮市の保育料に統一		
延長保育（公立のみ）						
2	(1)	利用者負担金（月割）	2,000円	2,800円		児童福祉課保育グループ 632-2394
	(2)	利用者負担金（日割）	300円	250円		
保育所保育時間（公立のみ）						
3	(1)	保育所保育時間	変更なし（午前7時～午後6時）			児童福祉課保育グループ 632-2394
	(2)	延長保育時間	変更なし（午後6時～午後7時）			
	(3)	土曜日の保育時間	午前7時～午後0時30分	午前7時～午後6時		
4	一時保育促進	4ヵ所実施	実施箇所は変更なし（な かよし保育園の利用料金 等について現在検討中）			
5	運営費補助金 （圏外保育費）	3ヵ所実施	廃止			

番号	項 目	合 併 前	合 併 後	備考（H18年12月末現在）	市担当課・担当グループ
6	特別保育事業等補助金				
	(1) 小学校低学年児童の受入れ事業	2ヵ所実施	廃止		児童福祉課保育グループ 632-2394
	(2) 保育所体験特別事業	1ヵ所実施			
7	休日保育	なし	私立1園で実施（宝木保育園）	※休日等に保護者が病気や勤務等で保育ができない場合	
8	こども医療費助成	0歳～小学校6年生まで 入通院時の医療費助成	0歳～小学校3年生まで入通院時の医療費助成 - 小学校4年生～6年生まで入院時の医療費のみ助成（所得制限あり）		児童福祉課 児童育成グループ 632-2296
9	子育て支援 短期入所	【実施施設】 済生会宇都宮乳児院 【利用期間】 原則7日以内 【利用料】 2歳未満 5,350円/日 2歳以上 2,750円/日 【要件】 疾病、負傷、妊娠、出産、看護、出張、冠婚葬祭等により養育困難なとき	【実施施設】 済生会宇都宮乳児院（2歳未満） 児童養護施設普恵園（2歳以上） 【利用期間】 原則7日以内 【利用料】 2歳未満 5,350円/日 2歳以上 2,750円/日 【要件】 疾病、負傷、妊娠、出産、看護、出張、冠婚葬祭等により養育困難なとき		児童福祉課 児童育成グループ 632-2788
10	乳幼児健康支援デイスサービス	【実施施設】 済生会宇都宮乳児院 【利用期間】 7日以内 【利用定員】 1日当たり4人 【利用料】 一般世帯 2,500円/日、町民税非課税世帯・生活保護世帯 500円/日 【要件】 病気回復期にある乳幼児（集団保育が困難な場合）	【実施施設】 済生会宇都宮乳児院 福田こどもクリニック ゆうゆう保育園 【利用期間】 7日以内 【利用定員】 1日当たり2～4人 【利用料】 一般世帯 2,500円/日、市民税非課税世帯・生活保護世帯 500円/日 【要件】 病気回復期にある乳幼児（集団保育が困難な場合）		児童福祉課 児童育成グループ 632-2788
11	放課後児童対策	【運営方式】 公設民営 【指導員配置基準】 児童数 35名以下 2名 36～70名 3名 71名以上 4名 【保護者負担金】 月5,000円～6,000円	宇都宮市の制度を基準に合併までに方向付けを行い、合併後速やかに調整する。	（宇都宮市の場合） 【運営方式】 公設民営 【指導員配置基準】 児童数 19名以下 1名 20～60名 2名 61名以上 3名 【保護者負担金】 月5,000円～8,000円	
12	児童福祉手当	なし	【対象者】 義務教育終了前の子のいる、母子・父子家庭（毎年所得審査あり）、死別の場合は、遺児手当 【支給内容】 児童1人当たり月3,000円		
13	母子家庭等援護費	なし	【対象者】 児童福祉手当受給世帯及び遺児手当受給世帯 【支給内容】 1世帯当たり年間15,000円		児童福祉課 家庭福祉グループ 632-2387
14	母子家庭等児童入学時の祝金等	なし	【対象者】 児童福祉手当受給世帯及び遺児手当受給世帯 【支給内容】 小・中学校入学者1人当たり15,000円	【経過措置】 3月中に申請することとなっているが、平成19年度に限り、4月中の申請を受け付ける。	
15	ファミリーサポートセンター	なし	会員制の子育て相互援助活動〔報酬〕1時間当たり700円		男女共同参画課 事業グループ 632-2346
健康検査（成人保健）（母子保健）					
1	基本健康診査	集団:1,000円 個別:1,800円	集団:1,260円 個別:2,300円	※国民健康保険加入者は、同保険の助成により左記検診料金の半額程度で受診できます。	健康増進課 生活習慣病予防グループ 626-1129
2	前立腺がん検診	50歳以上男性 集団：500円	50歳以上で基本健康診査受診者（男性） 集団：420円 個別：500円		
3	肝炎ウイルス検診	集団：C型＋B型 800円 C型のみ 600円 B型のみ 200円	集団：C型＋B型 500円 C型のみ 400円 B型のみ 100円 個別：C型＋B型 800円 C型のみ 700円 B型のみ 300円		
4	肺がん検診	集団：X線 無料 X線＋喀痰 500円	集団：X線 400円 X線＋喀痰 900円 個別：X線 1,100円 X線＋喀痰 2,000円		

番号	項 目	合 併 前	合 併 後	備考（H18年12月末現在）	市担当課・担当グループ
5	胃がん検診	集団：800円	集団：940円	※国民健康保険加入者は、保険の助成により左記検診料金の半額程度で受診できます。	健康増進課 生活習慣病予防グループ 626-1129
6	大腸がん検診	集団：500円	集団：520円 個別：1,250円（単独実施） 2,950円（基本と同日実施。 基本の自己負担料金含む）		
7	子宮がん検診	集団：頸部 700円 個別：頸部 1,500円 頸部＋体部 2,200円	集団：頸部 800円 個別：頸部 1,700円 頸部＋体部 2,800円		
8	乳がん検診	集団：超音波 500円 超音波＋マンモグラフィ 1,200円 個別：視触診 600円	集団：視触診 400円 マンモグラフィ 700円 個別：視触診 700円		
9	骨粗しょう症検診	なし	集団：730円（40,45,50,55,60,65,70歳の女性）		
10	歯科健診	なし	集団：1,000円 （40,45,50,55,60,65歳） 個別：1,000円 （40,45,50,55,60,65,70歳）		
11	乳児健康診査	4ヵ月児・10ヵ月児健診 集団健診	4ヵ月児・10ヵ月児健診 個別健診		健康増進課 健康づくり推進グループ 626-1127
12	1歳6ヵ月児健康診査	変更なし（集団検診）			
13	3歳児健康診査				
14	2歳児歯科健康診査	2歳5ヵ月児・2歳6ヵ月児を対象に集団で隔月実施	おおむね2歳5ヵ月児対象 集団健診		健康増進課保健センター 627-6666
15	妊婦歯科健康診査	なし	妊娠中から出産月を含め産後6ヵ月以内の妊産婦対象 個別健診		健康増進課 健康づくり推進グループ 626-1127
16	先天性股関節脱臼検診	なし	3～4ヵ月児対象 個別検診		

9 産業（商業 工業 農業）・農業委員会関係

番号	項 目	合 併 前	合 併 後	備考（H18年12月末現在）	市担当課・電話番号
1	出店等促進支援事業	なし	中心商業地出店等促進事業補助金	宇都宮市の中心市街地への新規出店者に対して事業費を補助する。	商工振興課 商工振興グループ 632-2433
2	若手後継者等育成支援補助金額	20万円	当分の間、現行のとおりに		商工振興課 商工振興グループ 632-2433
3	中小企業者向け融資資金種類	2種類 ①設備資金（限度額1,000万円以内） ②運転資金（限度額800万円以内）	9種類 ①中小企業設備資金（限度額2,000万円） ②中小企業運転資金（限度額1,000万円） ③季節経営安定資金（限度額1,000万円） ④環境保全対策資金（限度額 設備2,000万円 運転1,000万円） ⑤中小企業商工振興資金（限度額企業の場合 設備2,000万円 運転1,000万円） ⑥特別小口資金（限度額 1企業500万円） ⑦街づくり活性化創業資金（限度額 設備1,000万円 運転500万円） ⑧緊急景気対策特別資金（限度額 運転3,000万円） ⑨緊急企業支援資金（限度額 1企業1,000万円）		商工振興課 商工振興グループ （中小企業 融資振興会） 632-2434 （632-2438）
4	農業制度資金の利子補給	【農業近代化資金】 ・認定農業者 1.5%以内 【農業経営基盤強化資金】 ・認定農業者 1.0%以内 （県と同率）	【農業近代化資金】 ・一般農業者 1.0%以内 ・認定農業者 1.5%以内 【農業経営基盤強化資金】 ・認定農業者 0.5%以内 （県と同率） 【宇都宮市単独 農業近代化資金】 ・農業者等 4.0%以内 【宇都宮市単独 農業経営安定資金】 ・農業者等 5.0%以内		農業振興課 担い手支援グループ 632-2454

番号	項 目		合 併 前	合 併 後	備考（H18年12月末現在）	市担当課・担当グループ
5	地区農業協力委員制度		なし	農林行政の円滑な運営と普及指導を図るため、各集落ごとに新しく農業協力委員を設置		農業振興課 担い手支援グループ 632-2454
6	各種イベント		当分の間、現行のとおりに河内地域自治センターが引き続き実施			（予定） 河内地域自治センター 産業課 671-3208
7	農業委員会の取扱い		河内町農業委員会	宇都宮市農業委員会に統合		農業委員会事務局 農政対策グループ 632-2812
農業委員会委員の定数及び任期						
8	①	農業委員（公選）	11人	宇都宮市農業委員会委員の残任期間（平成20年7月19日まで）は、6人に限り引き続き新市の委員として在任する。	合併後最初に行われる一般選挙における委員定数は40人。選挙区は宇都宮市に3選挙区、上河内町及び河内町にそれぞれ1選挙区、合計5選挙区。選挙区ごとの定数は、選挙人名簿登録者数に比例して定める。	
	②	農業委員（選任）	5人	失職		
9	諸証明の発行（耕作証明等）		1件300円	1件400円		

10 水道・下水道・農業集落排水関係

番号	項 目		合 併 前	合 併 後	備考（H18年12月末現在）	市担当課・電話番号
1	水道					
	①	料金	変更なし			上下水道局経営企画課 企画財政広報グループ 633-3230
	②	加入金				上下水道局サービスセンター 料金グループ 633-3127
	③	給水装置工事申請・ 検査手数料				上下水道局工事受付センター 接続工事受付グループ 633-3164
	④	指定給水装置工事事 業者指定手数料				
2	下水道					
		使用料				
	①	(1) 月10㎡	945円	合併後3年～5年で段階 的に調整	(宇都宮市の場合) 1,155円	上下水道局経営企画課 企画財政広報グループ 633-3230 上下水道局サービスセンター 料金グループ 633-3127
		(2) 月20㎡	2,047円		(宇都宮市の場合) 2,572円	
	(3) 月30㎡	3,307円	(宇都宮市の場合) 4,252円			
	受益者負担金・分担金					
	②	(1) 受益者負担金 (市街化区域)	300円／㎡	300円／㎡ (現行認可区域内)	(宇都宮市の場合) 82円～297円／㎡	上下水道局 サービスセンター 料金グループ 633-3127
		(2) 分担金 (市街化調整区域)	30万円／件	300円／㎡ (現行認可区域内)	(宇都宮市の場合) 264円～328円／㎡	
3	水洗化の促進					
	①	公共下水道接続工事 資金融資斡旋額	(限度額) 便所1ヵ所 : 30万円 2ヵ所以上 : 60万円	(限度額) 便所1ヵ所 : 70万円 2ヵ所以上 : 140万円		上下水道局 工事受付センター 接続工事受付グループ 633-3164
		利子の有無	無（町が補助）	無（市が補助）		
	②	生活扶助世帯 水洗便所設置費補助金	なし	補助対象事業費の全額を 補助		
排水設備工事申請・検査手数料（下水道）						
4	①	確認手数料	300円	800円		上下水道局 工事受付センター 接続工事受付グループ 633-3164
	②	検査手数料	700円	1,400円		
5	指定工事店指定手数料		変更なし（12,000円）			
6	農業集落排水施設					
	①	分担金	変更なし			農村整備課 管理指導グループ 632-2472
		使用料				
	②	(1) 世帯割	2,000円（消費税相当額を加算）	2,000円（消費税相当額を加算） （合併後、段階的に調整）	(宇都宮市の場合) 3,045円	
	(2) 人員割	250円（消費税相当額を加算）	250円（消費税相当額を加算） （合併後、段階的に調整）	(宇都宮市の場合) 336円		

番号	項 目		合 併 前	合 併 後	備考（H18年12月末現在）	市担当課・担当グループ
	水洗化資金あっせん（農業集落排水）					
7	①	融資限度額	1 件につき50万円	1 件につき80万円		農村整備課 管理指導グループ 632-2472
	②	利子の有無	無	無		
8	排水設備工事申請・検査手数料（農業集落排水）					
	①	確認手数料	300円	800円		農村整備課 管理指導グループ 632-2472
	②	検査手数料	700円	1,400円		
9	雨水貯留浸透施設設置補助		なし	【対象者】 市街化区域内に住居（主に住居の用に供する建物）を所有または占有している人。ただし、浸透施設については一部対象外の区域あり。 【対象施設・金額】 市民に対し、雨水貯留施設等の設置に要した費用の2/3を補助（限度額あり） ①雨水貯留施設 1 基当たり40,000円まで（住宅1棟 1 基まで） ②雨水浸透施設 1 基当たり25,000円まで（住宅1棟 4 基まで） ③浄化槽転用槽施設 1 基当たり60,000円まで（住宅1棟 1 基まで）		上下水道局 工事受付センター 工事受付グループ 633-3164

合併後のお問い合わせ先			
●上下水道の使用開始・休止・名義変更について	上下水道局	お客様受付センター	TEL 633-1300 FAX 633-3190
●メーター検針、使用水量について	上下水道局	サービスセンター	TEL 633-3188
●料金のお支払いについて	上下水道局	サービスセンター	TEL 633-3189
●口座振替、料金の内容について	上下水道局	サービスセンター	TEL 633-3127
●上下水道の新・増設について	上下水道局	工事受付センター	TEL 633-3164
●道路の漏水や修繕工事について ・道路からの漏水を発見したとき ・道路からメーターまでの漏水など	上下水道局	配水管理センター	TEL 616-1331
●浄水場などについて	上下水道局	配水管理センター	TEL 621-2203
●下水処理場などについて	上下水道局	下水道施設管理課	TEL 633-3379
●農業集落排水について	上下水道局	農 村 整 備 課	TEL 632-2472
●上記以外について	上下水道局	経 営 企 画 課	TEL 633-3230

11 建設関係

番号	項 目	合 併 前	合 併 後	備考（H18年12月末現在）	市担当課・担当グループ
1	生活道路用地の取得方式	買収	・買収方式で合意済みの路線のみ買収 ・道路幅員7m未満の新規路線は寄付		道路建設課 東部地区道路整備グループ 西部地区道路整備グループ 632-2504
2	岡本駅西土地 区画整理事業	施行中	現行のまま新市に引き継ぐ。		区画整理計画課 事業推進グループ 632-2586
3	用途地域・区域区分の 証明書の交付	町で証明書を交付	各地域自治センター又は市都市計画課で証明書を交付		都市計画課 都市計画グループ 632-2565
4	都市計画施設区域内における建築の許可の申請	申請窓口は町で県が許可	申請窓口は各地域自治センター又は宇都宮市都市計画課となり、許可は市が行う。		都市計画課 都市計画グループ 632-2565
5	屋外広告業の登録	県に登録	新たに屋外広告業を営もうとするときは市に登録	平成19年3月末までは県（宇都宮土木事務所）で手続き	都市計画課 都市景観グループ 632-2568
6	都市計画法に基づく開発許可の申請等	県（宇都宮土木事務所）へ申請	市（都市計画課）へ申請		都市計画課 開発指導グループ 632-2566
7	都市計画法に基づく市街化調整区域における建築許可の申請等	県（宇都宮土木事務所）へ申請	市（都市計画課）へ申請		都市計画課 開発指導グループ 632-2566
8	国土利用計画法に関する届出	町で受理し、県に送致審査	市で受理から審査までを実施		都市計画課 都市計画グループ 632-2563

番号	項 目	合 併 前	合 併 後	備考（H18年12月末現在）	市担当課・担当グループ
9	建築確認申請	【申請窓口】栃木県（宇都宮土木事務所）又は指定確認検査機関 【手数料】栃木県手数料条例又は当該検査機関手数料規程等による。	【申請窓口】市（建築指導課）又は指定確認検査機関 【手数料】宇都宮市手数料条例又は当該検査機関の手数料規程等による。		建築指導課 審査グループ 632-2575
10	狭あい道路に接して建築物の新築等をするときの事前協議	なし	宇都宮市狭あい道路の整備及び管理に関する要綱に基づき、市（建築指導課）と事前協議を行う。		建築指導課 指導グループ 632-2573

12 教育関係

番号	項 目	合 併 前	合 併 後	備考（H18年12月末現在）	市担当課・担当グループ
1	教育委員	5 名	宇都宮市の教育委員 5 名は在任 上河内町・河内町の教育委員は失職	宇都宮市の委員の任期満了時（平成19年 9 月30日）に新たに人選を行う。	教育企画課 企画グループ 632-2706
2	通学区域	変更なし		合併後、全市的な見直しの必要性を検討する。	教育企画課 企画グループ 632-2707
3	学校給食費 （月額、一人当たり）	自校調理方式 小学校4,300円 中学校4,900円	調理方式は現行のまま新市に引き継ぐ。 また、給食費の算定方法は合併後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。	（宇都宮市の場合） 小学校3,929円（平均） 中学校4,736円（平均）	学校健康課 学校食育グループ 632-2757
4	幼稚園就園奨励費補助金	国・県の実施要綱に基づき実施、該当外は、町単独補助制度（7,000円）を適用	国・県の実施要綱に基づき実施、該当外は、市単独補助制度（7,000円、8,000円）を適用		教育企画課 管理グループ 632-2714
5	社会体育施設 スポーツ施設の使用料	変更なし （現行のとおりとし、段階的に調整）			スポーツ振興課 企画グループ 632-2754
図書館（現在の河内町立図書館）					
6	① 開館時間・休館日	○開館時間 午前10時～午後 6 時（通常） 午前10時～午後 7 時30分（金曜日） ○休館日 月曜日・祝日・年末年始等	○開館時間 午前 9 時30分～午後 7 時 ○休館日 月曜日・年末年始等		生涯学習課 管理グループ 市立図書館 636-0231
	② 貸出数・貸出期間	○図書 制限なし（2 週間） ○マンガ・雑誌各 5 冊（2 週間） ○CD・カセット・ビデオ 各 3 点（2 週間） ○DVD 2 点（2 週間） ○複製画 3 点（1 ヶ月）	○図書・マンガ・雑誌あわせて15冊（2 週間） ○CD・カセットあわせて 5 点（2 週間） ○ビデオ・DVDあわせて 5 点（2 週間） うちDVDは 2 点まで ○複製画 3 点（1 ヶ月）		